

## 平成19年度 居宅介護・重度訪問介護等事業所 実地指導概要

### < 契約書・重要事項説明書・運営規程等 >

- 1 契約書、重要事項説明書及び運営規程が旧法（身体障害者福祉法等）適用の内容になっている。
- 2 契約書が作成されていない。契約の期限が切れている。
- 3 運営規程に重度訪問介護の内容が記載されていない。
- 4 介護保険の様式を利用しているため、指定障害福祉サービスの契約書、重要事項説明書としての要件を満たしていない。
- 5 運営規程が介護保険事業適用の内容になっている。
- 6 運営規程・重要事項等の内容が実態と相違している。  
（実施地域、営業時間、サービス提供責任者等の人数等）

### < 管理者、サービス提供責任者、従業者等 >

- 1 所在地・管理者・サービス提供責任者・運営規程等が変更されているが、10日以内に県に届け出ていない。
- 2 サービス提供責任者の員数が不足している。
- 3 従業者の身分を証する書類を作成していない。従業員に携行させていない。
- 4 従業者の身分を証する書類に、指定事業所名等が記載されていない。  
介護保険事業所の従業員としての身分証明書になっている。
- 5 従業員採用時に、資格の未確認または、資格確認の書類不備がある。

### < 受給者証 >

- 1 2人の従業者による居宅介護を行っているが、市町村に「2人介護」で交付決定しているか確認していない。また、書面により利用者の同意を得ていない。
- 2 サービス提供開始時に、受給者証等の事業者記載欄に必要事項を記入していない。

### < 居宅介護計画・重度訪問介護計画・記録等 >

- 1 居宅介護計画・重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という）を作成していない。
- 2 サービス提供責任者が、居宅介護計画等を作成していない。
- 3 居宅介護計画等の作成にあたり、利用者状況を把握・分析し課題を明らかにしていない。（アセスメント票等が作成されていない）
- 4 居宅介護計画等に、提供するサービスの具体的な内容・時間・曜日・主に担当する従業員の氏名等について記載されていない。
- 5 居宅介護計画等を利用者に交付していない。
- 6 居宅介護計画等の見直しを必要に応じて行っていない。
- 7 諸記録をサービス完結の日から5年間保存していない。
- 8 利用者へのサービスの提供に関する日々の記録が、未作成または不十分である。

### < 苦情対応 >

- 1 利用者等からの苦情を受け付けた際にその内容を記録していない。

### < 個人情報 >

- 1 他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ていない。
- 2 個人情報の提供にかかる同意書の使用範囲（医療機関・行政機関・教育機関等）に不備がある。
- 3 従業者及び管理者が、在職中及び退職した後において、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置（就業規則・雇用契約書等）を講じていない。

### < 法定代理受領 >

- 1 市町村から介護給付費の支給を受けた場合に、利用者に介護給付費の額を通知していない。
- 2 受領日前に利用者への介護給付費額の通知をしている。

### < 請求関係 >（誤請求内容）

- 1 利用者不在時に居宅介護サービス費を請求している。
- 2 サービス提供実績記録表のサービス提供者印欄に、実際にサービス提供を行っているヘルパーと異なる者が押印している。
- 3 時間帯をまたぐ場合の、請求に誤りがある。
- 4 連続して2時間提供したサービスを、1時間を2回として算定（請求）している。
- 5 1日に2時間未満の間隔で同じサービスを提供する際に、前後の居宅介護を1回として取り扱っていない。
- 6 移動支援に該当するサービス内容を身体介護中心で算定（請求）している。

7 3級ヘルパーにより身体介護を行っているが、単価の70/100に減算して請求していない。

**<その他>**

1 運営規程の概要、従業員の勤務体制などの重要事項を見やすい場所に掲示していない。

2 指定障害福祉サービス事業ごと、または、その他の事業との会計を区分していない。

3 利用者負担額以外の料金について、その内容、額を重要事項説明書等で明らかにしていない。